

三重県いなべ市と京都産業大学との連携協力に関する包括協定書

三重県いなべ市（以下「甲」という。）と京都産業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- （1）教育研究を通じた地域の振興に関すること
- （2）健康・福祉の増進に関すること
- （3）環境保全に関すること
- （4）文化・教育の振興に関すること
- （5）産業の振興、まちづくりの推進に関すること
- （6）人材の育成に関すること
- （7）その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

（期間）

第3条 本協定の有効期間は平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方のいずれからも通知がない限り、満了の翌日から1年間毎に自動的に更新するものとする。

（経費）

第4条 本協定にもとづく連携事業の実施に要する経費については、甲乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成26年8月27日

甲 三重県いなべ市
市長

日 沖 靖



乙 京都産業大学
学長

学長 一 氏

